

災害救助法適用地域における災害に伴う検定料免除の特別措置について

長岡工業高等専門学校

平成24年度に災害救助法の適用があった地域に居住していて被災した者の本校受験については下記により検定料免除の特別措置を講じる事といたしました。

記

1. 対象者

本校平成25年度専攻科入学者選抜試験、同年度第4学年編入学者選抜試験に出願した者、および同年度第1学年入学者選抜試験に出願する者で、その主たる家計支持者が平成24年度に災害救助法の適用があった地域に居住していて被災し、その被災日以降に出願手続きを行った者あるいは行う者

2. 検定料の免除

- 1) 申請に基づき、検定料を免除します。
- 2) 申請を希望する者は出願の際、検定料を払わずに検定料免除申請書を作成し、該当する災害による被災証明書等をそろえて提出してください。
- 3) 既に支払った検定料については、還付の申し出により返還しますので検定料免除申請書および検定料還付申請書を作成し、該当する災害による被災証明書等と共に提出してください。
- 4) 検定料免除申請書、検定料還付申請書は、郵送、FAX 等によりお送りすることもできますので担当係にご連絡ください。

※検定料の免除申請を希望される方は、事前にご相談ください※

お問い合わせ先

〒940-8532 新潟県長岡市西片貝町 888 番地

長岡工業高等専門学校 学生課教務・入試グループ

Tel.: 0258-34-9434 Fax: 0258-34-9339

Email: kyoumu@nagaoka-ct.ac.jp

ホームページ: <http://www.nagaoka-ct.ac.jp>